

## 論文

# フランスとアメリカにおける 政教分離の原則と 宗教系私学に対する公費助成

結 城 忠

Das Prinzip der Trennung von Staat und Kirche und staatliche  
Finanzhilfe für religiöse Privatschulen in Frankreich und Amerika

YUKI Makoto

### 目 次

- 1 フランスにおける「国家の非宗教性（ライシテ）の原則」と私学助成
- 1-1 公教育とライシテの原則
- 1-2 「教育の自由」と私学に対する公費助成
- 1-3 私学助成法制の構造
  - 1-3-1 私学に対する公費助成法の制定—ドゥブレ法（1959年）
  - 1-3-2 公教育への契約—単純契約と協同契約
  - 1-3-3 私学助成の概要

- 1-3-4 私学に対する国家の監督
- 1-3-5 私学教員の法的地位
- 1-4 私立学校の概況
- 2 アメリカにおける宗教系私学助成に関する憲法判例の動向
  - 2-1 「信教の自由」保障と国教の樹立禁止
  - 2-2 宗教系私学助成に関する合憲性の判断基準
    - 2-2-1 子どもの利益論
    - 2-2-2 公共の福祉論
    - 2-2-3 目的効果基準
  - 2-3 レーモン事件に関する連邦最高裁判決（1971年）
    - 2-3-1 事件の概要
    - 2-3-2 判旨

## 1 フランスにおける「国家の非宗教性（ライシテ）の原則」と私学助成

### 1-1 公教育とライシテの原則

フランスにおいては、「教育の世俗化」をめぐる共和主義勢力と教権主義勢力との熾烈な抗争を経て、1880年代の初頭から中葉にかけての教育法制改革によって、近代公教育体制が法原理的に確立された。

すなわち、フランス革命期の諸憲法草案による「教育をうける権利」の保障表明を背景として、1881年に公教育無償法が制定され、「初等教育の無償性」が制度化された。翌1882年には義務教育法が制定され、6歳～13歳の義務教育制度（正確には教育義務制度）が敷かれた。また同年、国公立学校における宗教教育を禁止する法律がもたらされ、さらに4年後の1886年には初等教育から聖職者を全面的に排除する公教育中立組織法（ゴブレ法）の成立を見るに至り、ここにおいて「教育課程および教職の世俗化」（公教育のライシテ）が法制度上実現したのであった。

フランスとアメリカにおける政教分離の原則と宗教系私学に対する公費助成

その後、1905年に教会と国家との関係に関し「諸教会と国家の分離に関する法律」（いわゆる政教分離法）が制定され、この法律によって「国家の非宗教性の原則」が法律上に確立を見たのであるが、第2次大戦後、この原則は1946年の第四共和制憲法によって憲法上の原則に高められ（1条）、また現行の1958年第五共和制憲法も直截に以下のように書いて、この原則を改めて明文上確認しているところである。「フランスは、不可分にして非宗教的な（laïque）民主的かつ社会的共和国である」（2条）。

なお、以上から知られるように、フランスにおいては法制上、「公教育における非宗教性の原則」が「国家の非宗教性の原則」に先行して確立された<sup>(1)</sup>、という歴史的事実は注目されてよい。

## 1-2 「教育の自由」と私学に対する公費助成

1795年のフランス憲法は憲法史上世界で初めて「教育の自由」を保障したのであるが（300条）<sup>(2)</sup>、第2次大戦後のフランス憲法には「教育の自由」を明記した条項は見当たらない。しかし、ゲルムール法の合憲性に関する憲法院判決（1977年）も判じているように<sup>(3)</sup>、この教育法理は共和国の基幹的な原理をなしており、それは従来、共和国の諸法律によって承認されてきた法律上の原則たるに止まらず、1946年の憲法前文ならびに現行憲法（1958年）においても含意されている「不文の憲法上の原則」として、憲法上の保障を受けていると解されている<sup>(4)</sup>。そして、歴史的に、いうところの「教育の自由」の第1次的な実質を成してきているのは「親の教育権」に対応した「私学の自由」であるから、フランスにおいては、私学設置・経営の自由や私学教育の自由が憲法上の基本権として私人や法人、協会など各種の団体に保障されるところとなっている。

そしてこのコンテキストにおいて重要なのは、フランスにおいては、「教育の自由」は原理的に「公立学校と私立学校の共存」に法的基盤を与えるだけでなく、「私学に対する公費助成を正当化する」と捉えられていることである<sup>(5)</sup>。

ちなみに、この点、ファルー法改正に関する憲法院判決（1994年）を引けば、「私学が教育上の任務遂行において果たしている役割に鑑み、『教育の自由』を保障した諸規定および原則から私学に対する公費助成が帰結される」との法的把握である<sup>(6)</sup>。

### 1-3 私学助成法制の構造

#### 1-3-1 私学に対する公費助成法の制定—ドゥブレ法（1959年）

既述したように、フランスにおいては、1880年代の公教育化立法と1905年の政教分離法によって「国家および公教育の非宗教性の原則」が法制上確立されたのであるが、1880年代末から90年代初頭にかけての一連の行政判例によって、このライシテの原則から当然ながら宗教系私学に対する公金補助禁止という原則が導かれた<sup>(7)</sup>。

しかし第2次大戦後、義務教育における教科書無償措置の私立学校への適用の可否など、私学に対する公費補助をめぐる問題が「ライシテの原則」との緊張で政治問題化するところとなり、この問題を立法的に解決することが社会的に強く求められた。こうして1959年に制定を見るに至ったのが「国家と私立学校との関係に関する法律」（いわゆるドゥブレ法・loi Debré）である。

この法律は、ともに憲法上の原則である「国家および公教育の非宗教性の原則」と「私学の自由」を法律レベルで調整し、「私学の世俗性ないし公共性」を担保したうえで、私学に対する公費助成を教育法上の制度として確立することを目的としている。

そこで同法はまず「国は教育の自由を宣言し尊重するとともに、所定の手続にもとづいて設置された私立学校に対してその行使を保障する」（1条2項）と書いて、「教育の自由」「私学の自由」を改めて明示的に保障している。そのうえで、国家と私立学校との関係において「公教育への契約」という法制度を創設し、かかる契約を締結した私学は、その「固有の性格」（*caractère propre*）を保持することは認容されるものの、国家の学

校監督権に服し、また思想・信条によって児童・生徒の入学差別をしてはならず、くわえて、教育上、児童・生徒の「良心の自由」を十分尊重することが求められることになる（同条4項）。

具体的には、同法は上記契約と係わって、①契約を締結しない私教育体制、②公教育体制への統合、③協同契約体制、④単純契約体制、の4類型を提示し、そのいずれを採るかの決定を私立学校の側に委ねたのであった。こうして、上記②はともかく、①③④の体制選択の如何によって、当然のことながら、当該私学の宗教性や特性の度合い、「私学の自由」の範囲や強度、私学に対する公費助成の対象や範囲は異なることになるが、その概要を記すと以下のようなものである<sup>(8)</sup>。

### 1-3-2 公教育への契約—単純契約 (contrat simple) と協同契約 (contrat d`association`)

「単純契約」は初等学校だけが締結できるもので、契約を締結するためには学校設立後少なくとも5年が経過していなくてはならない。契約を締結した私学には学校の組織・運営や学級編制に関し、基本的には公立学校と同じ基準が適用される。契約の期限は3年である。これに対して「協同契約」は選択により初等学校も締結できるが、一般教育の中等学校と技術教育・職業教育の中等学校の場合である。この契約は単純契約よりもより強い公共規制を求めるが、しかし締約校の「固有の性格」は考慮されなくてはならないとされる。協同契約には期限がない。

### 1-3-3 私学助成の概要

国との「公教育への契約」締結の有無、契約の種類、学校段階により、私学に対する公費補助の対象や範囲は各様である。

まず教員の人件費と養成や研修に係る費用は、協同契約か単純契約かを問わず、国がこれを全額負担する。そこで協同契約の学校は授業料を徴収してはならず、単純契約の学校にあっても授業料を通常より低く設定する

義務が課せられている。ただいずれの学校も施設・設備費および宗教教育のための費用は徴収可能である。

学校運営費（教材費を含む）は、初等学校については地方自治体が、協同契約の中等教育学校にあっては国が、それぞれ公立学校と同一の基準にもとづいて学校設置者に一括交付する。

一方、国と無締約の私教育に属する私学の場合、初等教育学校に対する助成は禁止されているが、中等教育学校の施設・設備費については、ファルー法（loi Falloux・1850年）の定めるところにより、地方自治体は当該学校の年間運営費用の10%を限度として助成できることになっている（69条）<sup>(9)</sup>。

#### 1-3-4 私学に対する国家の監督

国と上述した「公教育への契約」を締結した私立学校は、契約の種類や学校段階と関係なく、国の監督に服することになる。国の教育課程基準に原則的に拘束され、国による行政監督や財務監査も受け入れなくてはならない。

くわえて、締約私学の教員は、公立学校の場合と同じく、所轄機関と校長によって勤務評価され、その結果はその後の職業生活において考慮されることになる。

一方、国と契約を締結していない「私教育としての私学」は、校長と教員の職業上の資格および就学義務の履行に関しては公立学校と同様の規律に服する。しかし、それ以外の公的規制は当該私学における公序良俗の確保、健康・衛生の確保、青少年保護に関する事柄に限られており、教育活動に関する監督も憲法およびその他の法令に違反していないかどうかだけに限局されている。

#### 1-3-5 私学教員の法的地位

協同契約を締結した私立学校の教員は、公務員法関係に立つものではな

フランスとアメリカにおける政教分離の原則と宗教系私学に対する公費助成  
いが、その身分は国の被用者である。学区の所轄庁によって任命され、既  
述したように、給与は国が負担する。

単純契約体制下の教員は学校設置者が任用するが、その際、所轄庁の同  
意が必要とされる。その雇用関係は労働協約によって規律されるが、協同  
契約の場合と同様、給与は国が負担するところとなっている。

私教育体制下の私学教員は民法上の被用者であり、したがって、その地  
位・身分・労働関係は民法および労働法所定の規律による。

#### 1-4 私立学校の概況

2010年現在、フランスには小学校が37,933校、中等教育学校が11,342  
校あり、それぞれ約406万2000人の児童と523万7000人の生徒が在籍し  
ている。このうち私学の占める割合を学校数について見ると、小学校で  
13.7%、中等教育学校のコレージュで25.2%、職業リセで39.3%、リセで  
は40.4%を占めている<sup>(10)</sup>。

内訳をまず宗派別に見ると、フランスにおけるカトリック教育の伝統を  
背景として、私立学校に就学している児童・生徒のうち実に約95%はカ  
トリック系私学に在籍しているのが特徴的である<sup>(11)</sup>。

国と「公教育への契約」を締結しているか否かでは、ほとんどの私学が  
締約校であり、無締約私学は小学校で1.6%（児童数）、中等学校の一般教  
育学校で2.9%、職業教育学校で7.5%となっている。

さらにその内訳をカトリック系私学について見ると、小学校の場合、単  
純契約締結校が78.1%、協同契約校が21.4%で、中等教育学校にあっては  
協同契約を締結している学校がほとんど（98%）を占めている状況にあ  
る<sup>(12)</sup>。

こうしてフランスにおいては改革教育学やオールタナティブの私学は  
マージナルな役割しか果たしておらず、私学教育の多様性と自律性はきわ  
めて乏しいものとなっている。ちなみに、国との契約非締結の改革教育学  
の私学としては、シュタイナー学校がフランス全国で10校を数えている

にすぎない<sup>(13)</sup>。

なお、今日、フランスにはイスラム諸国からの移民が多数在住しているが、イスラム系私学は存在していない<sup>(14)</sup>。

## 2 アメリカにおける宗教系私学助成に関する憲法判例の動向

### 2-1 「信教の自由」保障と国教の樹立禁止

アメリカにおいては、公立学校における宗派教育の禁止が法制上確立された後、これを受けて1860年代から1870年代末にかけて制定された各州の憲法で宗教系私学に対する公費助成の禁止が明記された。

たとえば、1879年に制定されたカリフォルニア州憲法は端的に次のように書いている。「宗派立の学校または公立学校を管理する職員の統制下でない学校には、決して公金の補助を出してはならない。宗派的教義の教授およびそれに関する教育は、直接または間接にこの州の公立学校で行ってはならない」(9条8節)<sup>(15)</sup>。

上記のような各州憲法に先だって1791年に生まれたアメリカ合衆国憲法は「政教分離の原則」を憲法上確立したのであるが、ただ「連邦議会は、国教の樹立を規定し、または信教の自由な行使を禁止する法律を制定してはならない」(修正1条)と定めているにすぎない(「信教の自由」保障と国教の樹立禁止条項・establishment clause)。そこで上記にいう「国教の樹立の禁止」にいう「樹立」(establishment)が具体的に何を意味するかをめぐって、とりわけ教育法域においては夥しい数の違憲審査事件が発生することになる<sup>(16)</sup>。これらの事件に関する長期にわたる一連の憲法判例によって、アメリカにおける「政教分離の原則」の具体的な法内容が形成され確定されてきたのであるが、国教の樹立にいう「樹立」の意味内容について、歴史的に有名なエバーソン事件に関する連邦最高裁判決(Everson v. Board of Education, 1947)の法廷意見(厳格な政教分離主義をとるブラック判事が執筆)をここで引いておくと、下記のようなものである<sup>(17)</sup>。

「州も連邦政府も教会を設立することはできない。また一つの宗教を援助する法律も、すべての宗教を援助する法律も、さらには一つの宗教を他の宗教より優遇する法律も制定できない。どのような種類の税金も、その額の多寡に拘わらず、いかなる宗教的な活動もしくは宗教的組織にも給付されてはならない。州も連邦政府も、いかなる宗教的組織または宗教的グループの業務 (affair) にも、公然とであれ内密にであれ、参加してはならない。Jeffersonの言葉を借用すれば、国教の樹立禁止条項は『教会と国家との間に分離の壁』(wall of separation between church and state) を構築することを旨とするものなのである」。

## 2-2 宗教系私学助成に関する合憲性の判断基準

連邦最高裁判所は宗教系私学に対する公費補助が憲法上認められるかどうかに関し、その合憲性判断の根拠ないし基準として、これまでに以下のような理論ないし基準を定立してきている。

### 2-2-1 子どもの利益論 (child benefit theory)

1930年のコクラン事件に関する判決 (Cochran v. Louisiana Board of Education.1930) において連邦最高裁が依拠した理論である。

この事件は、宗教系私学である教区学校 (parochial school) の児童・生徒に対する非宗教的教科書の無償貸与を規定した、ルイジアナ州法の合憲性が争われたケースであるが、連邦最高裁は、大要、以下のように判じて、上記州法は修正14条に反するものではなく、合憲であるとの判断を示したのであった<sup>(18)</sup>。

「州は上記の措置によって公共財産を私的に使用したことにはならない。なぜなら、この法律の恩恵をうけるのは子どもとその親であって、教会ではないからである。上記措置は宗教的目的をもってはおらず、教区学校を支援することにはならない。州はすべての児童・生徒の教育に関心を有しており、この措置は全ての児童・生徒に便益をもたらすという公共的な

目的（public purpose）にもとづくものだからである。もとより、教区学校が第1次的な受益者（primary beneficiary）である場合には、合衆国憲法に違反し許されるものではない」。

このコ克蘭判決以降も、1960年代末から1970年代末にかけて、連邦最高裁は三つの判決において上記ルイジアナ州法と同様の教科書無償貸与を定める州法について、合憲であるとの見解を示している。アレン事件に関する判決（Board of Education of Cent. School Dist. V. Allen, 1968）、メーク事件に関する判決（Meek v. Pittinger, 1975）<sup>(19)</sup> およびウォルマン事件に関する判決（Wolman v. Walter, 1977）<sup>(20)</sup> がそれである。

ちなみに、アレン事件においては公立学校と私学双方の第7学年から12学年までの児童・生徒に対する世俗教科書の無償貸与を定めた、ニューヨーク州法の合憲性が争われたのであるが、連邦最高裁は「当該教科書は学校ではなく、児童・生徒に貸与されるものであるから、同州法は宗教を助長するものではなく、また抑制するものでもない」と述べて、上記州法の合憲性を確認したのであった<sup>(21)</sup>。

なお付言すると、上述のような連邦最高裁判決に対して、各州の最高裁は、ロードアイランド州最高裁判決（Bowerman v. O. Connor, 1968）だけを唯一の例外として、いうところの「子どもの利益論」を排し、宗教系私学の児童・生徒に対する教科書の無償貸与は州憲法に違背し、違憲であるとの見解を採っている<sup>(22)</sup>。

代表的な判決例とその判旨を掲記すれば、下記のようなものである。

①ディックマン事件に関するオレゴン州最高裁判決（Dickman v. School Dist., 1961）

こどもの利益を旨とする公金支出であれば許されるというのであれば、詰まるところ、あらゆる支出がこれに含まれることになる。こどもの利益論は廃棄されるべきである。

この理論に依拠して、宗教系私学の生徒に対する教科書無償貸与を規定している州法は、州憲法に違反する。

フランスとアメリカにおける政教分離の原則と宗教系私学に対する公費助成

②パスター事件に関するミズウォーリー州最高裁判決 (Paster v. Tussey, 1974)

教区学校の教員および生徒に対する教科書の無償貸与を規定している州法は、州憲法に違反し無効である。なぜなら、当該宗派はその教義を促進するために教区学校を設置するのであり、そこにおいては宗派的目的 (sectarian purpose) は明白であり、また個々人も宗派的目的をもってそれを促進することが可能だからである。

③ブルーム事件に関するマサチューセッツ州最高裁判決 (Bloom v. School Comm., 1978)

州憲法があらゆる私学へのいかなる補助も禁止していることは明らかであり、私学の生徒に対する教科書無償貸与を定める州法は憲法に違反する。

## 2-2-2 公共の福祉論

上述した子どもの利益論と基本的には同じ考え方に属するものであるが、先に触れたエバーソン事件に関する連邦最高裁の多数意見 (5対4) が打ち出した理論である。

この事件は、公立学校と宗教系私学双方の児童・生徒に対する通学の無償輸送 (free transportation) を定めたニュージャージー州法が修正1条ないし14条に違反しないかが争われたケースであるが、連邦最高裁はいうところの「国教の樹立」について先に引いたような法廷意見を述べたうえで、つぎのように判じて、同法は合衆国憲法に違反するものではないとの判断を示したのであった。「いかなる宗派も、その信仰ゆえに、公共の福祉を旨とする立法の恩恵 (benefits of public welfare) から排除されるべきではない」、「バスによる無償輸送立法は、子どもたちの登下校における安全を確保することを旨とする、福祉的な措置 (welfare measure) と見るべきものなのである」<sup>(23)</sup>。

ただ州レベルの最高裁は上述のような見解は採らず、概ね私学の児童・

生徒に対する公費による無償通学措置は州憲法に違反し、違憲であるとの立場を採っている<sup>(24)</sup>。

たとえば、ユッド事件に関するニューヨーク州最高裁判決（Yudd v. Board of Education, 1938）は「私学の児童・生徒に対する通学の無償輸送は、これら私学への就学を奨励することになる」と判じ、またマテウス事件に関するアラスカ州最高裁判決（Matthews v. Quinton, 1961）も下記のように述べて、いずれも無償通学保障＝公共の福祉論を否定している。「州憲法はあらゆる宗教系私学への公金の支出を禁止している。州が他の方法によって私学に対して直接的な恩恵を与えることもまた、憲法によって排除される」。

### 2-2-3 目的効果基準

ここに目的効果基準とは国と宗教とのかかわり合いを許す立法が「政教分離の原則」に違反しないか否かは、当該立法の目的とその効果の両面から判断すべきであるとする判例理論をいう。

この基準は1963年のシェンプ事件に関する連邦最高裁判決（School District of Abington Township v. Schempp）によって初めて定式化されたのであるが、そこにおいては未だ「目的」と「効果」の二つの基準にもとづくテスト（two-part test）に止まっていた<sup>(25)</sup>。

そこで基準の厳格化を強めるために、1970年のウォルツ判決（Walz v. Tax Commission）においては第3の基準として国家と宗教との「過度のかかわり合い」という要件が付加された。

この事件は教会の所得税を他の公益法人と平等に免税することが憲法上許されるかどうか争われたものであるが、連邦最高裁は大要、下記のように判じて、合憲の判断を示したのであった<sup>(26)</sup>。

「免税は目的が世俗的であり、200年以上の長い歴史のある制度で、何ら国教樹立の効果を伴うことなく行われてきている。もし、これを廃止すると、政府が教会の財産を評価するため、教会と許し難い程度にまでかか

フランスとアメリカにおける政教分離の原則と宗教系私学に対する公費助成  
わり合いの状態に置かれることになってしまう」。

ここにおいて、いうところの目的効果基準はそれぞれ独立した三つの基準から成り、その一つでもクリアできない場合は違憲となるというきわめて厳格な基準として確立されるに至ったのであるが、この基準を学校法域において初めて適用したのが、以下に述べるレーモン事件に関する連邦最高裁判決である。

## 2-3 レーモン事件に関する連邦最高裁判決（1971年）

### 2-3-1 事件の概要

本件は、私立の初等・中等学校（大部分がカトリック系私学）の教員のサラリーに対する公費助成を規定した下記2州法の連邦憲法上の合憲性が争われた二つの訴訟を併合したものである。ペンシルベニア州の私立初等・中等教育法（Pennsylvania Nonpublic Elementary and Secondary Education Act. 1968）とロード・アイランド州のサラリー補充法（Rhode Island Salary Supplement Act. 1969）がそれであるが、両法の趣旨は基本的には変わらないので、後者についてだけ事件の概要を記すと次のようである。

1969年に制定された上記ロード・アイルランド州法は「教員給与の急激な上昇によって、私学が有能で熱心な教員を確保することが困難になっており、その結果、私立小学校での教育の質が危うくなっている」との現状認識にもとづいて、私立小学校の世俗的科目（secular subjects）を担当している教員の年収の15%を州が補助する旨を規定した。ただその場合、生徒1人当たりの支出額が公立学校の平均額よりも少ない私学であること、公立学校で教えられている教科と同じ教科だけを担当すること、公立学校と同じ教材を使用すること、本法によって給与の補充を受ける間は宗教の授業を担当しないこと、が条件とされていた。

そこで原告（同州の納税者たる市民）は被告（本法の執行責任者である州教育長など）を相手取り、本法が合衆国憲法の宗教条項に反する旨の宣

言的判決と、本法の継続的執行の差止めを求めて同州連邦地方裁判所に提訴した。

原審の連邦地方裁判所は「本法には、たしかに世俗的目的が認定されるが、しかし宗教的事業への支援および政府と宗教との過度のかかわり合いを生ぜしめるという効果がある」と判じて、原告の主張を認容し、裁判官全員一致で本法は合衆国憲法の国教禁止条項に違反し違憲であるとの判断を示した。そこで被告側が上訴し、上記ペンシルベニア州法事件と併合されて連邦最高裁判所の判断を受けることになったのが本件である<sup>(27)</sup>。

### 2-3-2 判旨

政教分離の原則にかかわる事件は、つぎの三つのテスト (three-part test) によって判断されなくてはならない。

- ①当該の法律は世俗的な立法目的 (secular legislative purpose) を有するものでなければならない。
- ②その法律の主要な、もしくは第1次的な効果 (principal or primary effect) は、宗教を助長するものでも抑圧するものでも、ないものでなければならない (neither advances nor inhibits religion)。
- ③当該の法律は政府と宗教との過度のかかわり合い (excessive government entanglement with religion) を促進するものであってはならない。

この三つのテストを本件の2州法に適用すると、第1の要件は充足されている。これらの州法は公立学校と私立学校の双方における教育水準の維持という世俗的な目的を旨としているからである。第2の要件については判断するには及ばない。本件の2州法はともに第3の要件を満たしてはいないからである。

ロード・アイランド州のサラリー補充法は州と宗教の過度のかかわりを促進するものと判断される。その理由は下記のとおりである。

- ①カトリックの教区学校は高度に宗教的な性格を帯びているが、この学

フランスとアメリカにおける政教分離の原則と宗教系私学に対する公費助成校が同法の第1次的な受益者（primary beneficiaries）となっている。サラリーを補充をうける教員は、十字架のような宗教的なシンボルがある教室や校舎で教えている。このような雰囲気にあっては、たとえ教員が宗教的に中立であるように努めたとしても、世俗的な教育に何らかの宗教的な内容が忍び込むことになろう。

②教員のサラリーに対する補助は、教科書補助とは異なり、教員が宗教教育をしないことを保障するために、事前に教員をチェックすることができないものである。教員は中立を守る約束をすることはできても、教室で不注意に宗教を助長することを行うかもしれない。

③教区学校の教員が宗教的なドグマを世俗的な授業で注入しないように保証するためには、州は教区学校を絶えず監視することを余儀なくされることになる。このことは州と宗教との過度のかかわり合いをもたらすことになる。

くわえて、下記のことも州と宗教との過度のかかわり合いを促進する危険性を孕んでいると言える。

すなわち、政治と宗教は不可避免的に混合する傾向にある。教区学校の生徒が多数いる地域では、政治家は教区学校に対する財政的な支援の程度によって選出される可能性がありうる。通常、政治的な論争と分裂は、たとえそれが激しくかつ党派に偏したものであっても、われわれの政府が民主的な制度であるということの健全な現れであるが、しかし宗教的な線に沿っての政治的な分割（political division along religious lines）は、修正第1条の国教樹立禁止条項がそれに対して保護しようとしている、主要な害悪の一つである。このようなコンフリクトの潜在的な分散は正常な政治過程にとって脅威となる。

つまるところ、サラリー補充法は合衆国憲法修正第1条に違反し違憲である<sup>(28)(29)</sup>。

## 注

- (1) 以上について参照：大石眞「憲法と宗教制度」有斐閣、1997年、70頁以下。  
兼子仁「教育法」有斐閣、1978年、86頁以下。F.R.Jach, *Schulverfassung und Bürgergesellschaft in Europa*, 1999, S. 285ff.
- (2) いうところの「教育の自由」の法制史については参照：拙著「教育の自治・分権と学校法制」東信堂、2009年、133頁以下。
- (3) 憲法院判決・1977年11月23日。この判決について詳しくは参照：小泉洋一「教育の自由と良心の自由—ゲルムール法合憲判決」、フランス憲法判例研究会編「フランスの憲法判例」信山社、2002年、147頁以下。
- (4) F. R. Jach, a. a. O. S. 300.
- (5) Eurydice, *Private Education in the European Union*, 2000, p. 80.
- (6) 憲法院判決・1994年1月13日、In：RdJB (1994), S. 146ff.  
なおドイツの教育法学者 I. リヒターは本判決の評釈において、この点に言及して、「私学助成は私学の自由を財政的に裏づけ、私学による公共的課題の遂行や課題解決に資することを旨とするものである」述べている (I. Richter, *Die Erhaltung des Staatsmonopols im französischen Schulwesen*, In, RdJB (1994), S. 143.)  
ちなみに、フランスの憲法学説にも「私学助成は教育の自由の本質的な条件をなしており、したがって、それは国の憲法上の義務に属している」と解する有力な見解が見られている (フランス憲法判例研究会編、前出、186頁)。
- (7) しかし、Jachによれば、フランスにおいては1941年、すべての私立学校に対する公費助成制度が創設され、1951年のバランジュ法などを経て、私学經常費補助は20年間で10%から85%にまで増額されたと記されている (F. R. Jach, a. a. O. S. 287.)。
- (8) 以下の記述は主として下記に依った。
  - ・Kommission der Europäischen Gemeinschaften, *Formen und Status des Privaten und Nicht-Staatlichen Bildungswesens in den Mitgliedsstaaten der Europäischen Gemeinschaft*, 1992, S. 41ff.
  - ・Eurydice, a. a. O. p. 80ff.
  - ・F. R. Jach, a. a. O. S. 287ff.
  - E. Skiera, *Länderstudie Frankreich*, in：M. S. Stubenrauch/E. Skiera (Hrsg.), *Reformpädagogik und Schulreform in Europa*, 1996, S. 419ff.
  - ・Europäische Kommission, *Strukturen der Allgemeinen und Beruflichen Bildung in der Europäischen Union*, 1995, S. 181ff.
- (9) ファルー法のこの条項をめぐるのは、「ライシテの原則」および「平等原則」に違反するとして憲法裁判が提起されたが、憲法院 (1994年1月13日判決) はこれを斥けている (この判決について詳しくは参照：小泉洋一「地方公共団体の私学助成—ファルー法改正違憲判決」、フランス憲法判例研究会編、前出、183頁以下)。
- (10) 文部科学省「文部科学統計要覧」(平成23年版) 日経印刷、2011年、220

頁。なお以下の統計数値は主としてEurydice, a. a. O. p. 84.に依拠しており、2000年現在についてのものである。

- (11) F. R. Jach, a. a. O. S. 306.
- (12) ditto, S. 308.
- (13) F. R. Jach, *Freie Schulen in Europa*, 1992, S. 5.
- (14) F. R. Jach, *Schulverfassung und Bürgergesellschaft in Europa*, S. 307.
- (15) 兼子仁、前出書、106-110頁。
- (16) 国教の樹立禁止条項との関係で宗教系私学に対する公費助成の合憲性が争われたのは、下記の助成に関してである。教科書の無償貸与、児童・生徒の通学の無償輸送、教員のサラリーに対する補助、親に対する授業料補助、学校の維持・管理日に対する補助、私学の特別サービスに対する補助、がそれである (H. C. Hudgins/R. S. Vacca, *Law and Education*, 1985, pp. 367-380.)。
- (17) D. Fellman, *The Supreme Court and Education*, 1976, p. 13. H. C. Hudgins/R. S. Vacca, op. cit. pp. 370-371.
- (18) Data Research, Inc. U. S. Supreme Court Education Cases, 1993, pp. 45-46.
- (19) Data Research, Inc. op. cit. pp. 59-60.
- (20) Data Research, Inc. op. cit. pp. 61-62.
- (21) Data Research, Inc. op. cit. p. 49.
- (22) H. C. Hudgins/R. S. Vacca, op. cit. pp. 369-370.
- (23) Data Research, Inc., *Private School Law in America*, 1993, pp. 235-236.
- (24) H. C. Hudgins/R. S. Vacca, op. cit. pp. 371-372.
- (25) R. D. Strahan/L. C. Turner, *The Court and the Schools*, 1987, p. 201.
- (26) 芦部信喜「宗教・人権・憲法学」有斐閣、1999年、39頁より引用。
- (27) Data Research, Inc., *Private School Law in America*, 1993, p. 210.  
Data Research, Inc. U. S. Supreme Court Education Cases, 1993, pp. 52-53.  
金原恭子、*Lemon v. Kurtzman*、藤倉・木下・高橋・樋口編「英米判例百選 (第3版)」有斐閣、1996年、40頁。
- (28) 芦部信喜、前出書、37-39頁。Data Research, Inc., *Private School Law in America*, 1993, p. 210.  
Data Research, Inc. U. S. Supreme Court Education Cases, 1993, pp. 52-53.
- (29) 本文で記述したような、アメリカ連邦最高裁判所の理論的創造にかかる目的効果基準は、津地鎮祭事件に関する最高裁判決 (昭和52年7月13日) や愛媛玉串料事件に関する最高裁判決 (平成9年4月2日) がその代表例であるが、わが国における政教分離の原則にかかわる憲法裁判に多大な影響を与えてきており、比較憲法学の観点からも格別に重要な判例理論と評されよう。この点、憲法学の権威によっても「日本とは文化的・社会的条件が異なる外国の判例理論ではあるが、基準そのものは、わが国の憲法解釈にも十分参考にすることができる」と捉えられているところである (芦部信喜、前出書、27頁)。  
ちなみに、上記二つの憲法訴訟において最高裁は、津地鎮祭事件では目的効果基準をアメリカのそれよりも緩やかな基準として相対化し、津市が主催し公金を支出した地鎮祭を合憲とした (参照：芦部信喜・若原茂編「宗教判例百選」有斐閣、1991年、42頁以下。)

これに対して、愛媛玉串料事件においては、厳格な政教分離の立場から目的効果基準を厳しく適用して、愛媛県知事が靖国神社・護国神社に公費で玉串料を支出したのは憲法20条3項および89条に違反し憲法上許されないとの判断を示している（参照：芦部信喜、前出書、105頁以下）。

なお、いうところの目的効果基準に対しては有力な反対学説も見られている（参照：奥平康弘「憲法の眼」悠々社、1998年、268頁以下）。

（本学教育学部教授）